令和８年１０月７日

報 道 発 表

浜松市　都市整備部
土地政策課　景観広告グループ
℡：053-457-2344

浜松市

クリーンデーの実施について（違反広告物の除却と危険な広告物の現地調査）

「クリーンデー」は、国が定めている屋外広告物適正化旬間を中心に実施している活動で、屋外広告物の適正な表示や安全管理に対する市民や事業者の意識啓発を目的に、関係機関と協力し毎年開催しています。

屋外広告物条例に違反して表示、設置されているはり紙、のぼり旗、立看板、落書きなどの簡易な広告物の除却及び改善指導と、まちなかに落下や倒壊の恐れのある危険な広告物がないか現地調査を実施します。

1　実施日時　　１０月１５日（木）午前９時３０分～２時間程度
（※雨天時は、１０月２２日（木）へ延期します。）

2　実施場所　　中心市街地（田町周辺）

3　実施内容

① 違反広告物の簡易除却、改善指導
道路標識、ガードレール、電柱などに、違法に表示、設置された『はり紙、はり札、のぼり旗、立看板、落書き』の除却と改善指導を実施します。

② 危険な広告物の現地調査
落下や倒壊の恐れのある危険な広告物がないか、専門家と共同で中心市街地の現地調査を実施します。

③ 期間内簡易除却、改善指導
１０月１２日（月）～１９日（月）の期間内に、管轄する区域において、各機関が違反広告物の簡易除却と改善指導を実施します。

4　実施機関

上記３①②：静岡県広告美術業協同組合、浜松市土地政策課
③：国土交通省浜松河川国道事務所、中電クラビス株式会社、東海広業株式会社、浜松市（各土木整備事務所など）

※クリーンデーの実施結果は、１０月２１日（水）正午頃にお知らせできる予定です。





SDGs未来都市・浜松
市民協働で築く「未来へかがやく創造都市・浜松」